

「日本版 IR 推進と法に関する考察」

～社会課題解決法の執行事業による“グローバル”な投資拡大をめざして～

国際通商・投資法部会

植村眞司（帝京平成大学）

要旨

わが国では 2016 年に「特定複合観光区域の整備の推進に関する法律（以下、IR 推進法）」が制定され、カジノ解禁を含む IR 事業の起点となった。これをもとに大阪万国博覧会（2025 年）ののちの 2029 年にいわゆる“大阪 IR 事業”が始動するが、その運営母体は多くの関西系企業の出資（大阪府・大阪市は出資していない）からなる“大阪 IR 株式会社”である。同社は日本版 IR のパイロット事業者として設立され（2021 年 12 月）、“地域”の特性を活かしながら、わが国の財政の改善に資する高い“国際競争力”とその経済的効果が期待される（同法 3 条 [理念]）。しかし IR 事業は他方で反社会性を備え持ち、当該地域の治安を悪化させ得ることはわが国の社会歴史の史実に照らして明らかである。またカジノのギャンブル性は、IR 推進法自体に当初からギャンブル等依存症の予防・教育といった社会的救済を目的とする立法措置をその片輪として求め、翌年（2018 年）にギャンブル等依存症対策基本法が制定された。こうした地域と事業の「公益性」に関する調和・調整は、わが国の IR 事業が避けて通れない社会的課題そのものであるが、その解決を IR 事業経営の“パーパス”（企業の存在理由＝日本国が IR 事業を推進する意義）として明確に打ち立てたうえでビジネスモデルを構築し、地域から世界に向けて発信することで、あらたな“グローバル投資”（グローバル＋ローカルの循環型投資）を呼び込むことが可能であると考えられる。

経済的威圧に対する国際協調及び日米 EU の対応戦略

国際通商・投資法制部会

畠山佑介（弁護士（日本、イングランド・ウェールズ））

1 概要

本報告では、経済的威圧の実例を分析して問題状況を明らかにした上で、①G 7 及び同志国と他の枠組みを通じた経済的威圧に対する日本の国際協調の現状について考察し、②日米 EU それぞれの経済的威圧に対する対応戦略を比較検討する。

2 経済的威圧に対する国際協調

経済的威圧に対する国際的な問題意識が深まる中で、昨年の G 7 広島サミットでは G 7 首脳レベルで初めて「経済的強靱性・経済安全保障」を独立した議題として扱い、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を創設した。G 7 貿易大臣会合等でもフォローアップが行われ、本年 6 月の G 7 プーリアサミットの首脳声明にも、経済的威圧に対する強靱性構築のために G 7 間及びその他のパートナーとの間の国際的な協力を強化する方針が明記されている。

また、日本は同盟国及び同志国との間で、日米首脳会談・日米経済版「2+2」閣僚級会合、日 EU 定期首脳協議、日・EU ハイレベル経済対話、日英首脳会談、日米韓首脳会談、日米比首脳会談等の機会に経済的威圧に関する協議を行っている。加えて、「貿易関連の経済的威圧及び非市場的政策・慣行に対する共同宣言」（豪州、カナダ、日本、ニュージーランド、英国及び米国）等のように様々な枠組みを通じた重層的な国際協調を強化している。

3 日米 EU の経済的威圧に対する対応戦略

（1）日本は、昨年 10 月に経済産業省が発表した「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」において、①平時における強靱なサプライチェーン構築を通じた一部の国に対する過剰依存の解消及び②経済的威圧を受けた際の被害企業の救済、JETRO や NEXI 等を通じた支援の強化等の国際法に沿った適切な具体的措置の検討を行う方針を示している。

（2）米国については、昨年 2 月に連邦議会上院に提出された「経済的威圧対抗法案（Countering Economic Coercion Act of 2023）」が経済的威圧の対象となった貿易パートナー国に対する支援や威圧国等への対応措置を規定しており注目を集めている。

（3）EU は、昨年 6 月に発表した経済安全保障戦略において、「経済的依存の武器化及び経済的威圧のリスク」を EU の経済安全保障上の主要リスクの 1 つと特定している。同文書は、「反経済的威圧措置（Anti-coercion Instrument）規則」（昨年 12 月施行）を通じた域外第三国から EU 及び EU 加盟国に対する経済的威圧の抑止を重視しており、必要な場合に対抗措置をとる可能性にも言及している。